



「会社の謄本の登記事項と以前、県に出していた定款とが異なっていると、建設業許可の更新時に、変更した時の議事録が必要!」とは書士会・研修会での県の講師の話です。謄本には、商号・所在地・事業目的・資本金・役員…と会社の基本的な登記事項が載っていますが、その元は定款。その定款を変更するには株主総会決議が必要ですから当然議事録があるはず…

許可更新時古議事録ありま  
新たに必要! 議事録すか?

というのが県の理屈です。許可の更新時に①定款と②謄本が「変更がなければ省略可能」になったのは22年前。今でも法的には同じ扱いですが、県は独自に②の添付を義務化し県に残っている①とのチェックを始めました。問題は10～20年も前の議事録が、会社に残っているか?…です。当事務所に議事録関係の依頼をされた場合は、30年前からのコピーを保存していますが、そうでない時は、古くなる程、困難に…。20年間の許可簡略化が今申請者の頭を悩ませます。



「決算日前6か月を超え  
る期間、社保に加入していなければ技術職員としては認めない」(当ニュース3月号)という経審の新基準は、公共工事を受注しようという業者にとって気がかりな事です。そこで当事務所では経審の手続きの依頼がある事業所へ、決算の7か月前にFAXでお知らせするサービスを始めました。土木・建築等の格付は12/1現在の技術者で要件を判断されますが、経審同様6か月超の雇用を条件にされるかも知れま

経審評価決算7か月前お知らせ  
の技術者で算にします!

せん。今月中旬以降に開催される県の説明会を注視しています。日程は、大分10/14、臼杵・佐伯10/17、別府・国東・高田10/19、豊後大野・竹田10/20、中津・日田・玖珠・宇佐10/21…です。お知らせです。①厚年の保険料が9月分給与(10月納付分)から0.354%UPします。算定基礎届による新社保料も10月から②当事務所の緊急連絡先TEL0977-24-1806(FAX兼用)は、時間外と休日のみ通話OKに。

